

現場説明書

担当職氏名 総務企画課主幹兼企画経営係長 柴山 育子 ⑩
事務主任 山下 博之 ⑩

1 工事名称 仁風学園全面改築工事

2 工事場所 鹿児島市本名町458番地1

3 工事内容

| 名 | 称 | 当該工事 | 別途工事 | 備考 |
|----|------------------|------|------|----------------|
| 1 | 建築工事 | ○ | - | |
| 2 | 電気設備工事 | ○ | - | |
| 3 | 給排水設備工事 | ○ | - | |
| 4 | 空気調和設備工事 | ○ | - | |
| 5 | 家具工事 | ○ | - | |
| 6 | カーテン・ブラインド工事 | - | ○ | ブラインドは当該工事とする。 |
| 7 | 厨房機器設置工事 | - | - | |
| 8 | 外構工事 | ○ | - | |
| 9 | 既設解体撤去工事 | ○ | | |
| 10 | その他設計図書及び現説に示す範囲 | ○ | - | |

4 工事期間 着手 契約時
完成 令和5年3月20日(月)

5 支払条件

社会福祉法人鹿児島県社会福祉事業団経理規程による。

本工事は、令和4年度 鹿児島県社会福祉施設等施設整備費補助金及び令和4年度 次世代育成支援対策施設整備交付金を活用して行うものである。

これらの補助金については、工事完了に伴う精算払いとなるため、前金払及び部分払を含む支払条件については下記のとおりとする。

記

① 前金払について

契約金額の10分の1を限度として請求することができる。また、中間前払金は請求することができない。

② 部分払について

当法人の財政経理上支障がない範囲で請求することができる。

③ 最終支払について

施設整備に係る補助金が全額入金後、支払うものとする。

6 落札者の遵守事項

(1) 建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の普及徹底について

① 建設業者は、特殊法人・建設業・清酒製造業・林業退職金共済組合（以下「組合」という。）

に加入するとともに、その建退共の対象となる労務者について、証紙を購入し、当該労務者の共済手帳に証紙を貼付すること。

② 工事を受注した建設業者は、組合の発注者用掛金収納書を契約締結後、工程表と共に提出すること。

③ 建設業者が、下請け契約を締結する際は、下請け業者に対してこの制度の趣旨を説明し、必要な建退共の証紙を現物交付すること。

④ 下請け業者の規模が小さく、管理事務の処理の面で、万全で無い場合は元請業者に組合加入手続き及び組合関係事務の処理を委託する方法もあるので、元請業者は、積極的に受託するようにすること。

⑤ 「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」である旨の標識を現場に掲示すること。

(2) 火災保険

請負業者は、火災保険の証券の写しを遅滞なく甲に提出すること。

なお、保険対象物件は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等とする。ただし、杭打ち工事、基礎工事及び屋外工作物等で、火災の恐れのないものについては、これを除くことができる。保険の加入期間は、工事着工の時とし、その終期は工事完成期日後21日とする。

(3) 県建設工事請負契約書標準書式第11条による現場代理人等専任（変更）通知書に指定建設業監理技術者資格証の写しを添付すること。

(4) 工事カルテ作成・登録

「工事カルテ」を作成の必要がある場合には、工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督職員に提出し、承諾を受けた後に（財）日本建設情報総合センター（JACIC）にウェブで登録するとともに、登録結果を監督職員に報告すること。

(5) 契約後、速やかに実施工程表を提出し承諾を受けると共に、毎月20日までに月末見込の工事出来高報告書（県指定様式に準ずる。）を提出すること。

(6) 契約後10日以内に内訳明細書を提出すること。

- (7) 電気設備工事、機械設備工事を下請けに付する場合の下請業者は、鹿児島県の建設工事の入札参加資格を有し、それぞれ電気工事、管工事で鹿児島県の「A級」に格付けされている者とする
こと。
- (8) 下請け契約における代金支払いの適正化は、建設省経済局長通知(H8.8.5付)によること。
- (9) 工事中仮設電力、工事中水、工事中電話、工事中事務所は業者負担とする。
また、本工事には本工事に関連する工事の完了引渡日が属する月の電気料及び水道料(基本料金を含む)を含むものとする。
- (10) 工事に支障を生じる地中埋設物又は、架線等の移設復旧は、原則として本工事に含むものとする。
- (11) 工事期間中の騒音安全等には十分配慮して施工し、周囲の工作物等を破損した場合は、速やかに原形に復すると共に、第三者等に対する苦情処理も的確に行うこと。
- (12) 雨水等による土砂流出の抑制に十分努めること。
- (13) 工事の着手は、監督職員と作業日程や安全面での打合せを十分に行い、総合仮設計画を作成し、承諾を得てから行うこと。
- (14) 別途工事との取り合い等については、関係者と十分協議・調整した上で工事を進めること。
- (15) 利用者及び歩行者等第三者の安全に特に注意する必要があるため、各施工業者と協力して安全協議会等を設置し、誘導員配置など安全対策に努めること。
- (16) 室内棚、ロッカーは専門家具業者に製作・施工させること。
- (17) 本工事の鉄筋コンクリートに使用するコンクリートは、打設前に調合計画書を提出し係員の承諾を受けること。また、監督員の指示により試し練りを行い、その結果に基づき使用するものとする。
また、コンクリート強度試験の試験結果表を3部作成して2部提出すること。
- (18) 本工事に係る防水施工に関する保証書については、監督職員と協議の上、提出すること。
- (19) 工事写真は、国土交通省が定めた写真管理基準を満たした電子媒体によること。
- (20) 建設リサイクル法に基づく特定建設資材は、再資源化(焼却再利用)するものとする。
- (21) 工事完成後は、本工事設計図書の青焼による製本A-3版二つ折り3部及びA-2版二つ折り3部を提出すること。
- (22) 建物竣工引き渡し後1年目と2年目に、監督員等立ち会いで工事全般についての瑕疵・消耗に関する検査を実施する。調査の時期や方法を記した実施要領を監督員と協議の上作成し、建物引き渡し時に提出すること。